

平成15年1月17日理事会承認

役員の報酬・退職金に関する規定

(総則)

第1条 この規定は、定款18条(役員の報酬等)に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の全ての役員(理事及び監事)は、定款第18条の内容に関わらず、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附則

この規定は、理事会の決定後直ちに施行する。